

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：2018/ 3/ 6

スマートフォンを購入する前に ～お子様が楽しく、安全にスマホを使うために～

お子様の卒業や入学を機に、新たにスマートフォン（以下スマホ）や携帯電話を購入・契約をする御家庭も多い時期かと思えます。今回は、保護者の方向けに、①「フィルタリングについて」と②「わが家のスマホルール」について紹介します。特に初めてお子様にスマホを持たせる保護者の皆様、購入・契約の前に、ぜひ御一読ください。

1 フィルタリングについて

(1) フィルタリングとは

「フィルタリング」

＝インターネット上のアダルトサイトや犯罪に関するサイトなど、子どもが有害・違法なウェブページを見ることを制限できる機能



警察庁の発表によると、平成29年度上半期にコミュニティサイトなどで犯罪の被害者となった児童のうち、9割以上がフィルタリングを利用していなかったことが判明しています。

「青少年インターネット環境整備法」の改正（平成30年2月施行）により、携帯電話事業者等は、保護者が契約者でも実際の使用者が18歳未満の場合は、フィルタリングについて説明し、その場でフィルタリングを有効化することが「義務化」されました。（※保護者の申し出があれば解除が可能）

また保護者にも、インターネット上に有害情報が氾濫していることを認識し、子どものスマホ・携帯電話の利用状況を把握、管理し、使い方を教える努力をすることが求められています。

(2) 特徴

- DoCoMo、au、ソフトバンクがそれぞれ異なる名称で提供していたフィルタリングサービスは、2017年から「**あんしんフィルター for ○○**」の名称に統一、またアイコンも統一されたデザインを使用
- 「小学生」、「中学生」、「高校生」、「高校生プラス」モードのように、**年齢や使い方に応じたフィルター強度の設定が可能**（※個別での設定も可能）
- 月額使用料を**無料**としている事業者が多い（一部有料）

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
 						iOS 機能制限
	あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名) (例：あんしんフィルター for docomo)					

※フィルタリングの内容は、事業者やスマホ・携帯電話の種類（Android、iOSなど）によって異なります。詳しくは、各社サイトか販売店にお問い合わせください。

2 わが家のスマホルールについて

(Point 1) 使い始める前にルールを決める

お子様がスマホを使い始める前に、家庭でのスマホルールについて決めておくことが望ましいです。ルールを定めずに自由に使わせ、あとになって「これはダメ」と言われても、お子様も納得できないかもしれません。

(Point 2) 子どもと一緒にルールを考える

保護者からの一方的な、押し付けのルールではなく、お子様と一緒に話し合い、考えさせ、ルールを決めることが大切です。また口約束だけではなく、お子様自身にルール表を書かせ、リビングなど見えるところに貼っておくなど、「自分で決めたルール」という意識付けができると、さらに効果的です。

◇ルール作りのポイント

ア、使用する時間のルール

- ・朝〇時から夜〇時まで、夜〇時以降は使用しない、など具体的に
- ・やめる時刻に「リビングの充電器に戻す」がおすすめ

イ、使用する場所のルール

- ・学校では使用しない、家族のいる場所で使用する など
- ・「保護者の目の届くところで」が望ましい

ウ、課金についてのルール

- ・認める／認めない、認めるのなら、上限額や購入前の保護者の了解を必須に

エ、利用マナーについてのルール

- ・歩きスマホ、自転車スマホ、食事中の使用について
- ・個人情報、悪口などの書き込みをしない、写真のアップについて注意する など

オ、フィルタリングについてのルール

- ・勝手に解除しない など

カ、ルールを守らなかったときのルール

- ・保護者が〇日間預かる など

キ、困った時の相談について

- ・トラブルに巻き込まれて困ったときは、必ず保護者に相談する など



<参考>

- ・「平成29年上半年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」（警察庁）
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/>
- ・青少年インターネット環境整備法・関係法令（内閣府）
http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/hourei.html
- ・「小学生のみなさんと保護者のための 初めてのスマホ安心ガイドブック」（公益財団法人ベネッセこども基金）
http://blog.benesse.ne.jp/anzen/programs/post_3.html

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 角田

☎0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp